

# 道路法等の一部を改正する法律が成立し、その一部の施行に必要な関係政令が公布

国土交通省は、本年5月20日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」の一部である国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等の代りに係る規定について、公布の日より施行することとされたことから、「道路法施行令の一部を改

正する政令」について、国土交通大臣が代行する権限を規定する等、所要の改正を行った。【1. 背景】災害時において、迅速な道路啓開及び災害復旧工事（以下「災害復旧等」といふ）を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが急務となっている。しかしながら、被災直後には道路の災害復旧等のみならず多種多様な応急対策等に追われる被災地公共団体が、自ら当該災害復旧等を行うことが、災害の規模や当該地方公共団体における災害対応の実態を鑑みて、極めて負担が大きく、業務の遂行が困難となるケースが数多く存在している。

この点、現行の道路法（昭和27年法律第180号）においては、第48条の19に規定する重要物流道路等に指定されている道路については、一定の要件を満たす場合には国土交通大臣が地方公共団体に代わって災害復旧等を行うことができることとされていること

今回の緊急措置のポイント	
内容	①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等に協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※1による一括占有※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできない。 お住まいの地方公共団体等に相談を。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能。
占用料	免除（施設付近の清掃等に協力いただいている場合）
占用期間	令和2年11月30日まで

右記の趣旨から第201回国会に提出した「道路法等の一部を改正する法律案」（以下「法」といふ）が、本年5月20日に成立したところであり、法の公布が、一部施行に合わせ、関係する政令の整備を行う必要がある。

【2. 改正の概要】  
・道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正  
（1）国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外国道、都道府県道や市町村道の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え等を規定することとする。  
（2）その他所要の改正を行うこととする。

方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとした。また、地方公共団体に対しても同様に取り組むよう要請している。

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するナウイユース感染症の影響を

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

ETC2.0プローブデータによる交通状況分析

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

ETC2.0プローブデータによる交通状況分析

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

## 振

「バスタ新宿」が開業して4年余りが経った。平成28年4月、鉄道や高速バス、タクシーともあり、月3万人程度の利用者が推移している状況である。

国土交通省では、バスタ新宿のような集約型公共交通ターミナルの戦略的な整備など、バス利用拠点の利便性を向上するための「バスタプロジェクト」を展開してきた。平成31年4月には、次世代型交通ターミナルの整備等を内容とした「国道15号・品川駅西口基盤整備」が新規事業化された。

「バスタ新宿」の開業により、また、高速道路整備の進展にあわせて、高速バスの需要増加と相まって、開業後約1年間で累計利用者数が1、

000万人を突破し、その後も、トイレーベンチの増設、コンビニの設置、バリアフリーの整備を進めたこともあり、月3万人程度の利用者が推移している状況である。

これらのバスタプロジェクトを整備するに当たり、先行事例であるバスタ新宿の様々な課題をクリアしていかねばならない。そこでバス

の課題を解決するべく、「道路法等の一部を改正する法律案」が5月20日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

## バスタ新宿開業から約4年。道路法改正を受けてバスタ全国展開へ

バスタ新宿の課題について触れると①バスタは道路附属物の自動車駐車場として整備されており、バスやタクシー専用ターミナルとしての法的位置づけがないため、実効性の観点からの問題②道路管理者とターミナル

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路法」が3月15日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

## 高速道路の主な工事に伴う通行止め・規制情報

【工事通行止め】  
◇仙台東部道路 仙台港北IC～仙台港IC（上り線）  
7月6日（月）、7日（火） 各日21:00～翌6:00

◇横浜新道（下り線）～国道16号 保土ヶ谷バイパス八王子方面流入ランプ  
7月6日（月）～7月21日（火） 各日20:00～翌5:00

◇伊勢湾岸自動車道 名港潮見IC 夜間IC閉鎖  
7月4日（土）～7月6日（月） 各日20:00～翌6:00

◇東名高速道路 豊川IC（上り線） 夜間IC閉鎖  
7月4日（土）～7月5日（日） 各日21:00～翌5:00

◇東海北陸自動車道 飛驒清見IC～小矢部東IC  
6月22日（月）20:00～翌6:00

◇南阪奈道路 羽曳野IC～葛城IC  
7月8日（水）～7月11日（土） 各日20:00～翌6:00

◇舞鶴若狭自動車道 舞鶴西IC～小浜IC  
7月6日（月）～7月11日（土） 各日20:00～翌6:00

## 長崎自動車道 武雄北方IC～嬉野IC 7月上旬に4車線通行確保へ

NEXCO西日本は、昨年8月27日の大雨により被災した、長崎自動車道（武雄北方IC～嬉野IC）に打ち込み機械の追加などにより、対面通行規制を行う工程上の工夫により前倒して進捗している。



災害状況（令和元年8月28日） 復旧状況（令和2年6月1日現在）